

## 東日本トランポリン協会表彰規定

### (目的)

第1条 この規定は、東日本トランポリン協会（以下、本協会と称す。）の普及・発展及び協会への貢献・功績のあった者の個人及び団体、並びに競技者にあつては、その功績が特に優秀な成績をおさめた選手に対しての表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号の定める表彰の区分及び対象者とする。

(1) 功労賞

多年にわたり、本協会の運営及び事業遂行に貢献し功績のあった者。

(2) 優秀選手賞

前年度に各大会に出場し、優れた成績をおさめた者。

(3) 特別賞

前各号以外に、本協会事業の目的達成のために、特に顕著な活躍と貢献が認められる者で、表彰選考委員会で表彰する事が適当と判断される者。

### (表彰の上申)

第3条 本連盟の加盟団体の長は、前条第1項(1)から(3)までの規定に該当するものと認められる者があるときは、定められた期日までに所定の様式により候補者を推薦するものとする。

2 前条第1項(3)の規定に該当すると認められる者については、本連盟表彰選考委員会で協議するものとする。

### (選考委員会の設置)

第4条 被表彰者の決定について公正を期するため、表彰に関する審議をするため「東日本トランポリン協会表彰選考委員会」を置く。

2 委員会は、本協会を構成する理事以上の職をもって組織する。

3 委員会には委員長を置き、委員長は理事長とする。

4 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

5 委員会の庶務は、委員の中から、委員長が指名するものとする。

6 選考基準その他、委員会の運営について必要な事項は委員会で定める。

### (表彰者の記録台帳)

第5条 表彰を受けた者の実績は、表彰台帳に登録し永久保存とする。

### (表彰の時期)

第6条 表彰は当該年度の東日本トランポリン競技選手権大会でこれを行う。

### (表彰の方法)

第7条 功労賞及び特別賞は表彰状及び記念品を授与して行い、優秀選手賞は表彰状をもって表彰する。ただし、特に事情のあるときは、記念品の授与を行わないことができるものとする。

## 附則

1 この規定は、平成17年 9月 3日より施行する。

2

### 表彰者選考基準

#### 1 功労賞

- (1) 概ね10年以上にわたり、本協会の運営及び事業の遂行に貢献した者。
- (2) 概ね15年以上にわたり、加盟団体の役員として本協会の事業の遂行に貢献した者。
- (3) 前2項を含め次の条件を満たすものとする。
  - ア 当該年度の満年齢が55歳以上とする。
  - イ ただし、名目的な役職の地位にある者については対象外とする。

#### 2 優秀選手賞

- (1) 前年度の各大会において著しい成績を取めた選手に授与する。
  - ※ジュニア選手権大会・インターハイ・学生選手権⇒個人・団体・・優勝
  - ※全日本選手権⇒個人・シンクロ・団体・・優勝
  - ※ワールドカップ⇒8位入賞者
  - ※世界年齢別選手権⇒3位入賞者
  - ※世界大会・オリンピック・アジア大会⇒出場者
  - ※東日本選手権大会⇒個人3年間のうち2回優勝

#### 3 特別賞

- (1) 本協会事業の目的達成のために、特に顕著な活躍と貢献が認められる者で、表彰選考委員会で表彰することが適当と判断される者。

#### 4 受賞回数の制限

- (1) 功労賞は1回とする。
- (2) 優秀選手賞の重賞は妨げない。
- (3) 一つの表彰時に異なった表彰は妨げない。

5 候補者の選考数は「選考基準」別表のとおりとする。

「選考基準」別表

	表彰の区分	推薦数	表彰年数
1	功 労 賞	各県1名	3年に1度
2	優 秀 選 手 賞	制限しない	3年に1度
3	特 別 賞	制限しない	

<2018.4.8 改訂・常任理事会>